

由利本荘市再犯防止推進計画

令和4年度～令和8年度

(2022年度～2026年度)

秋田県由利本荘市

令和4年(2022年)4月

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画策定の目的	
3 計画の位置付け	
4 計画の対象者	
5 計画期間	
第2章 数値目標	2
1 数値目標	
2 参考数値	
第3章 取組方針と重点課題	7
1 取組方針	
2 重点課題	
第4章 取組の内容	
1 就労と住居の確保による支援	7
(1) 就労に対する支援	
(2) 住居確保に対する支援	
2 保健医療・福祉サービスの提供による支援	8
(1) 高齢者や障がいのある人への支援	
(2) 薬物等に依存している人への支援	
3 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進	10
(1) 修学支援	
(2) 非行防止	
4 民間協力者等の活動の促進、広報・啓発活動の推進	11
(1) 民間協力者等の活動の促進	
(2) 広報・啓発活動の推進	
用語・法務関係機関の説明	13

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯検挙者は、平成16年(2004年)以降減少しているものの、再犯者率は、平成18年(2006年)の38.8%から令和元年(2019年)には48.8%と上昇しています。そのため安全・安心な社会を実現するためには、再犯を防止することが重要な取組であると認識されるようになりました。

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、平成28年(2016年)12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。

国では、法律に基づいて「再犯防止推進計画」を策定するとともに、地方自治体に対しても、国の計画を勘案して「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努力義務として求めています。

秋田県では、法律の施行に伴い、令和2年(2020年)3月に「秋田県再犯防止推進計画」を策定しています。

こうしたことから、本市においても再犯の防止等に関する取組を総合的に進めるため「再犯防止推進計画」を策定することとしました。

2 計画策定の目的

由利本荘警察署における、令和2年(2020年)の刑法犯検挙者のうち、再犯者が占める割合は51.7%となっています。犯罪や非行をした者等が円滑な社会復帰を果たすために必要な行政サービス等を整理・提供し、また、本市の様々な施策に再犯防止(犯罪や非行をした者等の社会復帰促進)の視点を反映させることで、再犯を防止するとともに、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

3 計画の位置付け

「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定します。

4 計画の対象者

計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設(刑務所、少年院等)出所者、非行少年、若しくは非行少年であった者(以下「犯罪をした者等」という。)とします。

5 計画期間

令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間とします。

第2章 数値目標

1 数値目標

国や秋田県の数値目標を参考に、由利本荘警察署における令和2年（2020年）の刑法犯検挙者中の再犯者数を指標として、令和8年度（2026年度）の計画終了年度までに、20%以上の減少を目指します。

・由利本荘警察署における刑法犯検挙者中の再犯者数

現状（令和2年）45人 → 目標（令和8年）36人以下

2 参考数値

【 刑法犯の検挙者数の推移 】

秋田県警察

(単位：人)

	H28	H29	H30	R1	R2
検挙者数	1,364	1,267	1,186	984	1,007
うち再犯者数	683	621	574	493	487
検挙者数に占める再犯者率	50.1%	49.0%	48.4%	50.1%	48.4%

由利本荘警察署

(単位：人)

	H28	H29	H30	R1	R2
検挙者数	90	70	83	69	87
うち再犯者数	52	36	38	37	45
検挙者数に占める再犯者率	57.8%	51.4%	45.8%	53.6%	51.7%

※秋田県警察本部刑事企画課提供データを基に作成

【 刑法犯の検挙者のうち再犯者の年齢構成 】

秋田県警察

(単位：人)

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
再犯者数	683	621	574	493	487
1 4 歳～1 9 歳	38	20	20	13	15
2 0 歳～6 4 歳	397	364	324	273	265
6 5 歳以上	248	237	230	207	207
6 5 歳以上の割合	36.3%	38.2%	40.1%	42.0%	42.5%

由利本荘警察署

(単位：人)

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
再犯者数	52	36	38	37	45
1 4 歳～1 9 歳	4	1	0	0	0
2 0 歳～6 4 歳	26	24	17	15	15
6 5 歳以上	22	11	21	22	30
6 5 歳以上の割合	42.3%	30.6%	55.3%	59.5%	66.7%

※秋田県警察本部刑事企画課提供データを基に作成

【 就労の確保状況 】

秋田県

(単位：人)

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
保護観察終了者数	93	81	92	86	96
うち無職	50	43	52	37	41
無職の者の割合	53.8%	53.1%	56.5%	43.0%	42.7%

由利本荘市

(単位：人)

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
保護観察終了者数	6	7	6	8	6
うち無職	1	3	2	4	4
無職の者の割合	16.7%	42.9%	33.3%	50.0%	66.7%

※秋田保護観察所提供データを基に作成

【 協力雇用主の登録等の状況 】

※協力雇用主数は各年度4月1日現在
雇用実績は各年度の新規雇用実績

秋田県

(単位：社)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
協力雇用主数	373	384	381	376	376
雇用実績	13人	11人	12人	11人	5人

由利本荘市

(単位：社)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
協力雇用主数	31	31	30	27	28
雇用実績	実績なし				

※秋田保護観察所提供データを基に作成

【 刑務所出所時における帰住先の状況 】

秋田県

(単位：人)

	H28	H29	H30	R1	R2
帰住先がある者	156	158	151	157	177
帰住先がない者	42	33	44	39	24

※秋田刑務所提供データを基に作成

【 薬物事犯者の状況 】

秋田県内保護観察対象者

(単位：人)

	H28	H29	H30	R1	R2
薬物事犯者数	9	16	17	25	25

由利本荘市保護観察対象者

(単位：人)

	H28	H29	H30	R1	R2
薬物事犯者数	0	0	0	1	0

※秋田保護観察所提供データを基に作成

【 民間ボランティア等の状況 】

※保護司等の人数は各年1月1日現在

保護司

(単位：人)

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
秋田県全体	652	662	665	653	652
本荘地区	63	63	64	64	63
由利本荘市	49	49	50	50	49
にかほ市	14	14	14	14	14

〔令和4年（2022年）1月1日現在：秋田県定数715人、本荘地区定数63人〕

更生保護女性の会（会員）

(単位：人)

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
秋田県全体	1,917	1,900	1,857	1,829	1,794
由利本荘地区	170	170	170	170	170

※秋田保護観察所提供データを基に作成

【 社会を明るくする運動 】

社会を明るくする運動参加者

(単位：人)

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
秋田県全体	35,983	19,169	17,693	14,911	834
由利本荘市	275	309	155	261	80

※秋田保護観察所提供データを基に作成

【 令和2年（2020年） 由利本荘警察署の犯罪統計 】

罪種別 初犯者・再犯者別 検挙者（少年を除く） （単位：人）

	総 数	初犯者・再犯者別	
		初犯者	再犯者
刑法犯総数	87	42	45
うち凶悪犯	3	3	0
うち粗暴犯	9	6	3
うち窃盗犯	62	25	37
うち知能犯	7	4	3
うち風俗犯	1	0	1

罪種別 犯行時の年齢別 検挙者（少年を除く） （単位：人）

	総 数	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 64歳	65歳 以上
		刑法犯総数	87	8	9	10	11
うち凶悪犯	3	0	3	0	0	0	0
うち粗暴犯	9	1	1	3	2	0	2
うち窃盗犯	62	7	3	3	4	4	41
うち知能犯	7	0	1	1	4	1	0
うち風俗犯	1	0	1	0	0	0	0

罪種別 犯行時の職業別 検挙者（少年を除く） （単位：人）

	総 数	有職で ある者	無職である者	
			学生・生徒等	無職者
刑法犯総数	87	32	0	55
うち凶悪犯	3	2	0	1
うち粗暴犯	9	7	0	2
うち窃盗犯	62	16	0	46
うち知能犯	7	4	0	3
うち風俗犯	1	1	0	0

※法務省仙台矯正管区提供データを基に作成

第3章 取組方針と重点課題

1 取組方針

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がなく生活困窮している者、高齢で身寄りがいない者、障がいを抱えている者、薬物やアルコール等に依存している者など、社会生活をするうえで様々な支援を必要とする人がいます。

そのため、国や県の計画および市の現状を踏まえ、支援を必要とする人に必要な行政サービス等が提供できるような取組を展開します。

2 重点課題

本市では、取組方針に基づき、市民が生きがいと誇りを持って暮らせるように、地域や関係機関との連携により、次の4項目の重点課題に取り組みます。

1. 就労と住居の確保による支援
2. 保健医療・福祉サービスの提供による支援
3. 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進
4. 民間協力者等の活動の促進、広報・啓発活動の推進

第4章 取組の内容

1 就労と住居の確保による支援

(1) 就労に対する支援

【現状と課題】

本市では、ハローワーク求人情報を市ホームページや市ケーブルテレビの文字放送で情報提供しています。また、ハローワークとの連携により生活困窮者等就労支援を行っています。

就労により安定した収入を得ることは、貧困をきっかけとした犯罪の抑止につながりますが、前科等があることにより、求職活動が円滑に進まない場合があります。

【主な取組】

項目	内容	担当部署
求人情報の提供	ハローワーク求人情報を市ホームページや市ケーブルテレビの文字放送で情報提供します。	商工振興課、C A T Vセンター
生活困窮者等就労困難者への支援	ハローワークとの連携により、生活困窮者自立支援制度または生活保護制度の活用で就労支援を行います。	福祉支援課
就業資格取得支援	就業するうえで有利となる資格を取得した者に対して就労資格取得補助金を支給します。	商工振興課

(2) 住居確保に対する支援

【現状と課題】

全国的には、刑務所満期出所者のうち、出所時に住居が確保されていない者の割合は、近年低下傾向にあるものの、秋田県は全国より高い割合となっています。

住居の確保は、安定した生活を送るために必要不可欠であり、今後も適切な住居の確保が重要になります。

【主な取組】

項目	内容	担当部署
市営住宅への入居機会の確保	更生保護施設等から退所する際の住居確保対策として、公営住宅法に基づく公平な入居機会の確保に努めます。	建築住宅課
生活保護制度（住宅扶助）	生活保護制度の住宅扶助により家賃を支給します。	福祉支援課
住居確保給付金の支給	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある者に対して住居確保給付金を支給し、住居確保に関する支援を行います。	福祉支援課

2 保健医療・福祉サービスの提供による支援

(1) 高齢者や障がいのある人への支援

【現状と課題】

本市では、犯罪をした者等を含め、保健医療・福祉サービスや社会福祉施設への入所など、適切なサービスが利用できるように取り組んでいます。

犯罪をした者等のうち、高齢者や障がいのある人が円滑に社会復帰をするため、きめ細やかな保健医療や福祉サービスの支援が必要になります。

【主な取組】

項目	内容	担当部署
保健医療、福祉サービスの提供	各種サービスは、犯罪をした者等を含め、市民が公平に受けることができるように適切な支援を行います。	健康づくり課、福祉支援課、長寿生きがい課、地域包括支援センター
精神保健福祉に関する相談（こころの相談日）	月1回、臨床心理士による相談を開催し、適切な医療、福祉サービスにつなげます。	健康づくり課
障がい者相談支援	障がい者などの福祉に関する様々な問題の相談に応じ、必要な情報提供や障がい福祉サービスの利用支援などを行います。	福祉支援課
包括的支援（総合相談・支援）	高齢者の相談を保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が総合的に受け止め様々な制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。	地域包括支援センター・福祉支援課

（２）薬物等に依存している人への支援

【現状と課題】

本市では、薬物乱用防止教育や精神保健福祉に関する相談に取り組んでいます。

また、薬物乱用防止に関する相談については、秋田県由利地域振興局福祉環境部で実施しています。

薬物等に依存している人に対する支援については、様々な取組を継続的に実施する必要があります。

【主な取組】

項目	内容	担当部署
薬物乱用防止相談 【県事業】	覚せい剤、シンナーなど薬物乱用防止に関する相談を行います。 【秋田県由利地域振興局福祉環境部で実施】	健康づくり課
薬物乱用防止教育 【県事業】	児童・生徒が薬物乱用やたばこ等の体への影響、危険性を理解し、適切な判断ができるように、学校薬剤師や警察職員等から薬物乱用防止に関して学習します。	学校教育課
精神保健福祉に関する相談（こころの相談日） （再掲）	月1回、臨床心理士による相談を開催し、適切な医療、福祉サービスにつなげます。	健康づくり課

3 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

(1) 修学支援

【現状と課題】

本市では、スクールカウンセラーによる相談や学校生活サポートによる学校生活に関する相談など、専門指導員による支援を行っています。

犯罪をした者等に対して、学習の継続や進学等のための支援を充実させることなどの課題があります。

【主な取組】

項目	内容	担当部署
スクールカウンセラーの配置 【県事業】	教育相談を必要とする生徒に対して、相談体制の充実を図るため、中学校にスクールカウンセラーを配置します。	学校教育課
広域カウンセラーの配置 【県事業】	小学校での相談に対応するため、必要に応じて学校から県にカウンセラーの派遣を依頼します。	学校教育課
児童・生徒学校生活サポート	学校生活に適応させるため、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の学校生活の支援を行います。	学校教育課
教育相談窓口の設置	各種教育相談に対応するため、教育研究所に教育相談窓口を設置します。	学校教育課
児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	児童・生徒が様々な困難やストレスの対処法、悩みの相談方法などについて学習します。	健康づくり課
早期からの教育相談等 (5歳児健康相談、各課の連携など)	乳幼児期を含め早期から教育相談や就学相談等を実施し、各課が連携して必要な支援を行います。	健康づくり課、福祉支援課、こども未来課、学校教育課
通学路の合同点検	児童が安全に通学できるように、年1回、夏季に小学校区ごとに関係機関(学校、警察、道路管理者、市教育委員会など)による合同点検を行います。	学校教育課

(2) 非行防止

【現状と課題】

本市では、少年の健全育成や非行の未然防止、不登校・いじめ防止などの取組を進めています。

非行防止等は、家庭・学校・地域・行政において連携協力した取組を継続的に行う必要があります。

【主な取組】

項 目	内 容	担当部署
児童・生徒のＳＯＳの出し方に関する教育 (再掲)	児童・生徒が様々な困難やストレスの対処法、悩みの相談方法などについて学習します。	健康づくり課
学校生活アンケート	小中学校を対象とし、いじめの早期発見・即時対応のため、年２回、学校生活アンケートを行います。	学校教育課
薬物乱用防止教育 【県事業】 (再掲)	児童・生徒が薬物乱用やたばこ等の体への影響、危険性を理解し、適切な判断ができるように、学校薬剤師や警察職員等から薬物乱用防止に関して学習します。	学校教育課
スクールカウンセラーの配置 【県事業】 (再掲)	教育相談を必要とする生徒に対して、相談体制の充実を図るため、中学校にスクールカウンセラーを配置します。	学校教育課
広域カウンセラーの配置 【県事業】 (再掲)	小学校での相談に対応するため、必要に応じて学校から県にカウンセラーの派遣を依頼します。	学校教育課
児童・生徒学校生活サポート (再掲)	学校生活に適應させるため、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の学校生活の支援を行います。	学校教育課
教育相談窓口の設置 (再掲)	各種教育相談に対応するため、教育研究所に教育相談窓口を設置します。	学校教育課

4 民間協力者等の活動の促進、広報・啓発活動の推進

(1) 民間協力者等の活動の促進

【現状と課題】

本市では、保護司会や更生保護女性の会と連携をとりながら、再犯防止の活動を推進しています。保護司会の事業運営負担金の交付や「更生保護サポートセンター」に係る活動拠点の提供、社会を明るくする運動「公開ケース研究会」の開催に関する支援などを行っています。

高齢化率の高い本市においては、保護司の高齢化も進んでおり、再犯防止の活動促進あたっては、保護司を含めて各種団体の担い手の確保が課題になります。

【主な取組】

項目	内容	担当部署
保護司会等への支援	同会の事業運営に係る負担金を交付するとともに、活動しやすい環境づくりのため、活動拠点となる更生保護サポートセンターを設置します。また、更生保護女性の会等と連携して犯罪防止活動などを行います。	市民課
社会を明るくする運動「公開ケース研究会」の開催	犯罪や非行からの立ち直りの理解を深めることを目的とする「公開ケース研究会」を由利本荘地区で開催するにあたり、開催経費や運営などを支援します。 【由利本荘地区とにかほ地区が輪番で開催】	市民課
保護司の担い手確保	保護司の担い手確保を支援するため、秋田保護観察所の依頼に基づき、市職員退職者に保護司のパンフレットを配布し、担い手の確保を図ります。	総務課

(2) 広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

本市では「社会を明るくする運動」への支援など、再犯防止に関する広報・啓発活動を行っています。

犯罪をした者等の社会復帰のためには、地域の理解が重要になりますが、市民の理解と関心を深めることが課題となっています。

広報・啓発活動においては、犯罪をした者等や犯罪被害者等に配慮し、行政と関係機関の連携を図りながら取組を進める必要があります。

【主な取組】

項目	内容	担当部署
社会を明るくする運動への支援	保護司会、更生保護女性の会、更生保護事業協力雇用主会、民生児童委員協議会などの社会を明るくする運動由利本荘市推進委員会メンバーが、毎年7月の再犯防止啓発月間に合わせて様々な啓発活動に取り組みます。	市民課
犯罪被害者等への支援	犯罪被害者等の支援に係る窓口を設置し、相談者が適切な支援を受けられるように努めます。各種啓発活動等の情報を市の広報、ケーブルテレビ、ホームページなどで積極的に発信します。	市民課

用語・法務関係機関の説明

「か」

○ 仮釈放

矯正施設に収容されている人に更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的に収容期間満了前に仮に釈放すること。仮釈放期間中は保護観察に付されます。

「き」

○ 起訴猶予

不起訴処分のうち、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯罪の軽重および情状並びに犯罪後の状況等により訴追（検察官が公訴を提起）しないこと。

○ 凶悪犯

殺人、強盗、放火、強姦等の罪を犯した人のこと。

○ 矯正施設

犯罪をした人や非行少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設のこと。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所および婦人補導院があります。秋田県内には、秋田刑務所および秋田少年鑑別所があります。

○ 協力雇用主

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが難しい保護観察または更生緊急保護の対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のこと。

「け」

○ 刑法犯

刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される罪を犯した人のこと。

○ 刑務所

受刑者を収容し、処遇を行う施設のこと。県内には秋田刑務所があります。

○ 検挙

警察官や検察官が認知した犯罪行為について被疑者を取り調べること。

「こ」

○ 更生緊急保護

刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な人に対して、衣食住等の提供等の措置をする制度のこと。

○ 更生保護

犯罪をした人や非行少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組のこと。

○ 更生保護サポートセンター

保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点のこと。県内には12箇所あります。

- 更生保護女性の会（員）

地域の犯罪や非行の予防と犯罪をした人や非行少年の更生保護に協力し、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的とする女性のボランティア団体またはその会員のこと。秋田県内では24地区あります。

「き」

- 再犯者

刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科または前歴を有し、再び検挙された人のこと。

- 「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条

1 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

「し」

- 執行猶予

判決で刑を言い渡すにあたり、犯人の犯情を考慮して、刑の全部または一部を一定期間猶予し、その期間内に刑事事件を起こさず経過したときは刑の言い渡しの効力を消滅させる制度のこと。

- 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動のこと。

- 少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育や社会復帰支援等を行う機関のこと。東北では、盛岡少年院および東北少年院（分院の青葉女子学園を含む。）があります。

- 少年鑑別所

専門的知識および技術に基づいた鑑別、家庭裁判所の決定により収容している者に対する処遇、地域社会における非行および犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする機関のこと。東北地方では、各県1庁（支所を含む。）ずつ設置されています。

「す」

- スクールカウンセラー

児童・生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童・生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家のこと。

「せ」

○ 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた包括的な支援を行う制度のこと。

○ 前科・前歴

一般的に「前科」は、有罪判決により刑が言い渡された事実のこと。「前歴」は、警察や検察等の捜査機関により被疑者として捜査の対象となった事実のこと。

「そ」

○ 粗暴犯

暴行・傷害・脅迫・恐喝・凶器準備集合の罪を犯した人のこと。

「ち」

○ 知能犯

詐欺等、主として知能を使って罪を犯した人のこと。

「と」

○ 特別法犯

刑法犯以外の罪を犯した人のこと。道路交通法違反・覚せい剤取締法違反、売春防止法違反等に規定される犯罪等があります。

「は」

○ 罰金・科料

10,000円以上（罰金）または1,000円以上10,000円未満（科料）の納付を科される刑罰のこと。「科料」は行政罰の「過料」と異なります。

「ひ」

○ 被疑者

警察や検察等の捜査機関から犯罪の疑いをかけられ捜査の対象となっているが、まだ起訴されていない人のこと。

○ 非行少年

次の（１）～（３）に区分される者のこと。

（１）犯罪少年：14歳以上で罪を犯した少年のこと。

（２）触法少年：14歳未満で犯罪行為をした少年のこと。（14歳未満の少年については刑事責任を問わない。）

（３）ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖がある等、その性または環境に照らして、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められる少年のこと。

「ほ」

- 法務省矯正局

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所および婦人補導院の適切な運営の管理を行う法務省の内部部局のこと。地方支分部局として東北では、仙台市にあります。

- 保護観察

犯罪をした人または非行少年が、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官および保護司による指導や支援を行うこと。

- 保護観察所

保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動等を行う機関のこと。秋田県には秋田市にあります。

- 保護司

犯罪をした人や非行少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員のこと。秋田県内には、12の保護区があります。

- 保護処分

家庭裁判所の審判により、非行少年を善導するための処分のこと。

「ま」

- 満期釈放

仮釈放にならず、全ての刑期を満了して釈放されること。

「や」

- 薬物事犯者

麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法、覚せい剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に違反した人のこと。



由利本荘市再犯防止推進計画

発行 秋田県由利本荘市 令和4年（2022年）4月

編集 由利本荘市 市民生活部 市民課 市民相談室

住所 〒015-8501

秋田県由利本荘市尾崎17番地

電話 0184-24-6251

FAX 0184-27-1007